

永川郡治の東南朝鮮里五里にありといふ輿地勝覽三國

遺事卷二金庚信の條に骨火川、骨火館、奈林穴禮骨

火等三所護國之神の文字あり。此記事によるに骨

火を永川の東南五里朝鮮に慶州より北方へ交通の

街路に當る所に置く勝覽の説正しとす。

伊西國 三國史記地理志所見なし 三國遺事伊

西國を考證して

努禮王十四年伊西國人來攻金城 按雲門寺古傳

諸寺納田記云貞觀六年壬辰伊西郡今部村零味寺

納田即今部村今清道地即清道郡古伊西郡

## 豊太閤の文藝 (下)

文學博士 渡邊世祐

## 乙 茶道

鎌倉時代からして茶道はあつたのであるが、足

利時代に漸く盛となり、織田豊臣兩氏の時代に於て更に盛となり、儀式作法等も定められた。徳川時代には、その儀式が尙ほ詳に定められて、多く

と説けり。永樂慶尙道地理志に清道郡本伊西國地也新羅時爲伊西郡後改爲大城郡云々とあり。勝覽には伊西小國とす。伊西國を清道郡にありとの慶尙地理志の説は三國遺事をとりに別り郷傳或は文獻の徴すべきものありしか明ならず。以上論述せるもの不備の點甚だ多し。更に他日訂正補足し併せて其の沿革等に就て論述し日本府の事及加羅滅亡後尙數十年間國史に見ゆる任那等に就て併せて説かんことを期するものなり。

大正八年九月三日

の流派をも樹立するに至つたのである。その間茶道は時代により、その風尚を異にして居る。乃ち鎌倉時代に於ては茶を藥餌として賞用したのも、南北朝の頃よりは本茶非茶の判別を主として饗應に用ひ茶會を開催し、足利義政の時より茶會を催ほすこととなり、茶の味を賞翫するの風を始め、茶道の上に、一進歩をなすこととなり、臺子の式なども定まつたのである。その後織田信長及び豊太閤の時に至り千宗易出で、特に盛となり、茶道の作法自ら定まつたのである。もとより茶道は陋室に會し共に一碗の苦茗を啜るのであるから、貴賤貧富の別なく主客共に打解け清談閑語することを主とし、浮華を戒め素樸を尙び自然を喜ぶのであつて、戰國の際、彼此の意志を疏通し、上下の懸隔を融和するには最も適當なるものであつたから、時代の必要に應じ偉大なる流行を來し發達をしたのである。併しその發達に連れ用具に奇古珍

異を競ひ、設備に豪華を誇るの弊を生じ、卑賤寒酸を樂むの本を忘却するに至つたから、信長の頃より、勢に乗じ、その用具に名物を所持せんことを各々心掛けて痛く腐心し、果ては領土知行よりも、その名物を得んことを望むの風を作り、諸侯は競うてこれを手に入れるのを一代の名譽としたのである。太閤も時代の風尚に連れ力を盡して名物を集め屢々茶會を催し、その本來の目的たる相互の意志の疏通、上下の疎隔を和解する爲め、これを利用することが、最も多かつたのである。即ち太閤は之を以て治世要訣の一としたから、大に之を奨勵し、宗易及びその他の宗匠をも寵用して盛に諸將の間に茶會を催さしめて之を流行せしめたのである。太閤はこれにより自らその學識を擴め、修養の上に會得する點が尠くなつた。それで太閤が之を必要として自己の目的達成に如何に利用したかと云ふことを項を分つて説いて見よう

と思ふ。

### 一 優遇恩榮

戰國の代に恩賞として所領を與へ食祿を授くるは普通の場合であるが、君主より茶會に請せられ名物の器具を與へらるゝことなどは又格別の優遇であつて一代の名譽としたのである。即ち茶會に

招待さるゝは特別の待遇を意味し、名物を與へらるゝは又となきものを授けらるゝと云ふ意味で非常の恩榮となつたのである。されば信長は天正六年正月朔日に部下の殊勳者としてその子信忠、武井夕庵、林佐渡守、瀧川左近、長岡兵部、惟任日向、荒木攝津、長谷川與次、惟任五郎左衛門、市橋九郎右衛門、長谷川宗仁及び太閤の十二人を請じ、松井友閑の手前で名物であつた珠光の茶碗で茶會を催ふしたのである。又た八年に太閤が播磨三木城を下し別所長治を自殺せしめ、九年に中國の名

城である因幡鳥取城を陥れ因伯兩國を容易に手に入れたのを賞して武勇の譽前代未聞との感狀を與へ名物十二種を與へた。かゝる殊寵に浴した太閤は、この難有さを永く忘るゝことが出来なかつたと見え、十年十月十八日織田信孝の家老岡本次郎右衛門尉、齋藤玄蕃助に宛てゝ、その眞情を吐漏した長狀の中にも

「上様重々預御褒美御感狀、其上但州かな山御茶道具以下まで取揃被下、御茶湯雖御政道、我等は被免置茶湯を可仕と被仰出候事、今來後世雖忘存候、誰かの人が、免しものにさせらるべきと存出し候へば、晝夜涙をうかへ御一類之御事まで、あたにも不存候事」

と述べてある。又小林文書に信長が太閤に與へた名物の目録と太閤がその恩榮を喜んだ書狀があるその文は次の通である。

けさ巳之刻御山へ被召上、種々御懇に被加御説、御茶之湯を仕  
□方へ仕氣を慰遊可申與被成御免候、其上御道具被下候事、  
一、すゝめのえ ちくりん  
一、はないれ きぬた

- 一、かたつき あさくら
  - 一、てんもく 大覺寺
  - 一、だい 尼崎
  - 一、茶杓 しゆく竹
  - 一、ひげし てつい手
  - 一、かうらいちやわん
- 以上八色

右分何も御名物被下餘身忝次第候、無御等閑條早々申入候、御心中も可爲同前と存候、猶以面可申述候恐々謹言

羽 筑

秀 吉

極月廿三日

昨夢齋

簞丁齋

御方人々

この書状は何年のものであるか明でない。宛名の昨夢齋簞丁齋は、共に信長に仕へた茶の宗匠であらうと思ふ。この書状も亦前の長状と同様の意味を表はしたもので、普通には茶の湯は禁じられあつたが、太閤の如き殊勳者には信長より特に許されたのである。これ等は共に茶の會に招かれ、

これを許さるゝことが如何に恩榮となり、名物を與へらるゝことが如何に優遇であつたかと云ふことを示すものであらう。かく茶會に招待され、名物を與へらるゝを至大の名譽と感じた太閤であるから、その全盛の時代に常にこの優遇恩榮を履行ふたのである。

太閤は越前の柴田勝家、伊勢の瀧川一益等に對し策戰の計畫に忙はしく十一年の新春を姫路で迎へたのであるが、その時中國軍事の跡始末をする爲めに殘し置いた黒田孝高、蜂須賀正勝の辛勞を察して正月二日に太閤は諸般の差圖をすると共にその末に「永々逗留苦勞令察候、上洛候者、茶可振舞候、寒天時分、さぞと存候、小袖一重宛遣候」と書いてある。これは黒田侯爵家の文書中にあるが、これに據つても太閤は孝高等上洛せば茶の會を催ほし、その勞を慰むると共に優遇の意味を現はさんとしたことが知られる。

小牧の役後、十四年に太閤の妹である旭姫は徳川家康の夫人となり、大政所は人質の意味で三河に下られ、家康は上洛し大阪に於て太閤に謁したが、太閤は之を天主に請じ茶の宗匠千宗易をして茶を點せしめて之を歡待し、別に臨んで不動國行の太刀と白雲と呼べる名物の茶臺を贈つて、その志を致したのである。

十五年十月に太閤は京都北野松原で大茶會を催ほし、都鄙の數寄者を集め茶人の風情、器具の好惡を見んとした、集る者貴賤老若四五百人もあつたと云はれ、實に太閤一代の盛興であつた。この時太閤は圍を三ヶ所に輕々と造らしめ諸種の道具を飾付け、親ら茶を點じて三番に分つて次の人々に振舞うた。

- 一番 近衛 信輔 日野 輝資 徳川 家康
- 織田 信雄 織田 信繁
- 二番 豊臣 秀長 豊臣 秀次 前田 利家
- 蒲生 氏郷 稻葉 貞道 千利休

三番 織田 有樂 羽柴 秀勝 蜂屋 頼隆  
 浮田 秀家 細川 忠興

かく太閤が親ら、これ等十五人の人々に茶を振舞ふと云ふことは非常な優遇であると共に又一の恩榮であつたのである。

十八年の小田原陣は包圍持久の陣を張つたのであるから諸將の倦怠を恐れて太閤は諸將をして妻を召下し亂舞をも許したが、この陣中に太閤は石垣山本營の麓根武川に天正庵を造り數寄屋を構へ、屢々來りて諸將を請じ、その功を褒し、その勞を慰めたのである。太閤記に據れば、この數寄屋で太閤は橋立の茶壺、玉堂の茶入等の名器を飾り、親ら茶を點じて家康、信雄、氏郷、忠興、及び上杉景勝等を饗應し、宗易及び前波羊入等が、専ら之に與つたと云ふことである。又伊達政宗も太閤に謁した後に茶の饗應を受けたことが伊達氏治家記録に載せてある。政宗は、その後上洛し、在

京中太閤に優遇せられた模様を當時奉行として奥州に下つて居た淺野長政に報じたが、その返事を長政が又政宗に致した書中に政宗が京都妙覺寺に茶亭を造つたことが書いてある。その文に「妙覺寺に座敷をさせられ、各へ御茶被參候處、上様被召敷寄道具被爲拜領由、日出度存候」とある。これに據れば政宗の茶亭を設けたことを太閤が聞いて道具類を與へたのは政宗は無上の首尾とし恩榮としたことが知られる。

文祿の朝鮮役に於ても太閤は肥前名護屋の行營に居つて屢茶會を催ほした。その行營の建物の中にも、本丸すきや、山里すきやなども建てられて居た。大阪上野氏所藏文書に大閤が大政所に侍して居た「さいしやう」と云ふ女房に送つた消息がある、その中に「かへすく一たんそくさい、きのふりさうのちやにて御せんもあかり、おもしろくめてたく候まゝ御心やすく候へく候」とあるが、利休

即ち宗易は既に天正十九年に歿したからこれは利休流の茶會が行はれたと云ふ意味であらう。又文祿三年に明和平の使節沈惟敬等が名護屋に來つた時も、山里茶屋で太閤自身に茶を點じて饗應し優遇したことが太閤記に詳に書かれてある。

文祿三年に大閤は伏見城を築いたが、その中に茶亭を設け之を學問所と呼び、屢諸將を之に請して茶を饗し、天下の機密を議したのである。それから太閤の信任を受けた相國寺の豊光寺西笑承兌の書いた日記日用集の中には諸將が大閤から受領した茶器の事が多く書いてある、その中の一二の例を揚げて見よう。その慶長二年十一月十三日の條に

(徳川家傳) (京極家傳) (室町家傳)  
 内府起于天津宰相殿昌山御所持肩衝、今度自太閤御拜領、今晨見之、茶後於書院溫純○中到殿中、昏黃赴御前、文樂小壺、被贈内府富士茄子壺、加賀亞相檢家拜領、鑿于茶湯可然之由被仰出

也、(有田)有樂寺西肩衝拜領也、(有田)羽柴下總者ニテ肩衝千貫可買之由也、  
金子廿枚御合力也、宗心者四座肩衝取之、文梨小壺、カフラナシ、  
太閤へ擧之、名物數多見之、

と書いてある。尙はこの類の記事は日用集に多く散見して居るが、京極高次は足利義昭所持の肩衝を、家康は文梨小壺を、前田利家は茄子壺を、織田有樂は寺西肩衝を太閤より各受領し、羽柴雄利に太閤は肩衝を買はしめ之に合力をしたのである。かく太閤が諸將に茶器を與ふるは恩榮を施したのであつて、諸將も、その考で之を受領し家の譽とした。この外、太閤は晩年屢盛宴を張り遊興を行つたが、毎に茶會のなかつたことはない様である。又再應、諸將の邸宅に赴いたが、その饗應の主なるものは茶會であつた。従て茶會は當時實際上離るゝことの出来ぬ、必要のものとなり、それに連れ名物の道具も重寶がらるゝこととなつたのである。太閤から諸將が名物を與へられたことの當時

の日記、諸家の家乗文書等に尠くないのを見ても太閤が茶を如何に利用したかと云ふことを明にすることが出来る。

## 二 報恩謝徳

これ等は部下に對しての事であるが、太閤は又自己より身分の上であつた尊貴長上に對しても、報恩謝徳の意味でその誠を抽んでたことも屢あつた。それは本願寺の顯如上人貝塚日記天正十三年十月七日の條に次の通に書いてあるので能く知れるのである。

京都ニハ秀吉公申沙汰ニテ禁中ニ而茶湯アリ、雖無其例當時秀吉此道御執心ノ故也宗易ナ利休居士ニナサレ、禁中ニテ御茶タツル也、御前ノ御茶ハ秀吉タテラル、御自分ハ御吞ナシ、御手ナカ季晴公、天子様御方御所、若宮御方、伏見殿、龍山近衛入道御所以上六人、

これは太閤が近衛前久入道龍山を假親とし藤原氏となり、七月十一日に關白に任ぜられたから

その御禮の意味乃ち報恩謝徳の考で禁中に茶會を催ほし、正親町天皇及び典侍藤原氏皇後に册若宮誠仁親王、伏見宮邦房親王と前久とが請せられて客となられ、太閤に關白就任を獻策した今出川晴季は手傳となり、千宗易は利休居士となつて後見し、太閤自身に點茶して上つたのである。從來宮中では茶會は行はれなかつたのであるが、太閤執心の餘先例を破つて之を催うしたのである。

かく茶會を催うしたのみで満足せず、太閤は十四年正月朝廷に對し茶席を造つて進獻したのである、その茶席は黄金を以て飾つたのである。その進獻の様子が御湯殿上記、吉田兼見卿記等正月十六日の條及び顯如上人貝塚日記正月十七日、多聞院日記正月廿日の條に書き留めてある。就中兼見卿記が最も詳細であるから之を次に掲げて見よう

殿下先刻長橋局へ御祇候也、よき時分也、金之御座敷小御所ニ渡立置也、先令祇候御座敷拜見、御茶湯悉黄金御座敷勿論也、帖者

シヤウク皮、椽者黒地の金襴也、三帖座床在之、古今之初、於三國先代未聞也、見事ニ難、筆舌、驚日々々畢、諸卿同前也、次關白御參内、直小御所ニ御座也、次主上出御、御小御所金の御座敷ニ御座云々、親王御方、若宮御方同前、次在御膳之義、次御茶、殿下御茶ヲ立ラル、主上親王若宮龍出、齋亭關白、若宮へハ湯ヲ參ル、以上五服關白之眷サシ、勸修寺ニ被遣之云々、御茶過主上各入御、次御局衆各座敷御覽、次攝家、此時予罷出重而見御座敷、關白一段之御機嫌、御茶湯道具之義種々被仰聞畢、中々難及言語、極上くニ各不殘見之、次關白主上へ御禮、次親王御方へ御禮、暫在御逗留ニ而御退出、

これで見ると黄金の小亭は三疊布で、所用の道具も亦黄金で、帖は猩々皮、椽は黒地の金襴であつた。その小亭は興福寺多聞院日記に「持テアルク様」とあれば組立自由で持運びが出来たものと見える。この小亭で正親町天皇を請じ奉り、邦房親王、誠仁親王、前久、晴季も列席され、太閤は先づ御膳を差上げ、次に親ら御茶を點じて主上親王に献上し前久等に進めたのである。最も誠仁親王へ

は御湯を上つた、それが濟んで天皇親王等は入御され、周衆、攝家等が續いて見物をされた。かゝる次第で太閤は關白となつたのが、破天荒の榮譽であると思はれたから、その報恩の爲めとて古今未曾有の計畫をしたのである。それからこの小亭はその後紫野で京中の男女に見物せしめたと多聞院日記に書いてある。かく太閤は茶會を報恩謝徳の爲めに利用して餘蘊なからしめ、専ら目的の達成に努めたのである。

### 三 交友娛樂

茶會は小座敷に相會して互に胸襟を開き懇親和融を旨とする意で上下貴賤の別がないのであるから交友にも將た娛樂にも第一のものであつた。太閤は、この意味に於ても亦之を利用し、上下の和融意志の疏通を圖つた。天正十五年十月に行はれた北野大茶湯の如きは十分に、この意義を示して

居るのである。茶の湯の記により、その時の有様を説かんに、八月二日から次の沙汰を出して天下の數寄者を集めた。

北野乃於森、十月朔日より十日の間、天氣次第、大茶湯被成御沙汰ニ付而、御名物共不殘被相抽數寄執心之者ニ可被爲見御ため、御催被成候事、

一、茶湯執心においては、また若黨町人百姓以下によらず、釜一、つるべ一、香物一、茶なきものはこがしにても不苦候間、  
提來可仕候事

一、座鋪之儀は松原にて候間、疊二疊、但侘者ばとち付にても、いなばきにても苦かる間數事、著所の義は次第不同たるべし、

一、日本之儀は不及申、數寄心掛有之ものは、唐國の者までも、可罷出候事、

一、遠國之者まで可被見せ、十月朔日まで、日限御延被成候事、  
一、如斯被仰出ば、侘者不便ニ思召之義候所ニ、今度不罷出者ハ、向後おいてこがしをたて候事無用との御意見事候、不罷出者之所江參候者も同前たるべき事、

一、侘者においては、誰々遠國の者によらず、御手前にて御茶被下旨被仰出候事、

右以上

この沙汰によると、十月朔日から晴天十日間大茶湯を催ほし、太閤所持の名物は皆之を陳列し、若黨、町人、百姓に論なく明人にも數寄執心の者に見せしめ、且つこれ等の人々は釜一、つるべ一、呑物一を携帶し、茶なければこがしにても持參し、松原に侘しき座敷を構へしめて茶湯を催さしむることとし、この度募に應せざる者は向後こがしをも立てることを禁じ、數寄者共に太閤自身に茶を振舞ふと云ふのであるから、都鄙に論なく遠近を問はず、多くの數寄者が集まり、その數八百餘人と傳へられた。畢竟、この沙汰は天下の數寄者を集め、その風情器具の好惡を見ると共に、これにより上下の和融を圖り、意志の疏通をもなさんとしたものである。併し、その中に肥前で、佐々成政に對し、一撥蜂起し亂が起つたと傳へられた爲めに、十日間興行すること出來ず、唯一日でこの

清興を終つたのは残念であつた。されど太閤の志して居た點は概略之をなし遂げたが、太閤が數寄者一同に茶を振舞ふことは出來なかつた。

太閤は實子がなかつたので十九年十一月に甥の豊臣秀次を養子とし、奏請して十二月四日に内大臣たらしめたが、秀次の素行心得等に就いて十二月廿日に太閤は自筆で深く教訓する所があつた。

その文は本願寺文書に載せてあるが、その中に茶の湯に就いて太閤が説いたものがある。その文は

一、ちやのゆ、たかのよたか、女くるひにすぎ候事、秀よし、  
 までこわあるまし事、たよし、ちやのゆはなくさ見にて候餘、  
 さいくちやのゆをいたし人をよび候事はくるしからず候、  
 ○中ちやのゆにて秀吉ごとくにいたらぬ物のかたへ一切まかり出候儀むよたるべき事、

と書いてある。この教訓に對し秀次は聊か背かざるべきを天地神明に誓ひ血判を押したが、太閤が茶の湯を娛樂とし交友の資となすの志は、この教訓により尙ほ好く知ることが出來るのである。

太閤が造られた、伏見城の茶亭學問所の記は慶長二年秋承兌が作つたのであつて、その文は語録である南陽稿に載せてある。その中に

天下勝状在伏見一城、山口築高閣、繞入此閣中、則松徑一里、清風一陣、如奏琴瑟、林竄萬重、壁立萬仞、似圍屏障、鞋襪已倦、暫欲休息、則有一區草堂、堂中不立一塵、四圍皆松杉、而夏可避暑、炎暑冬可排嚴寒、有茶店、有火爐、隨心可飲、可勝樂之地也。出草堂數步、則有重門、入門內、則有高堂、名之爲學問所、大相國坐箇中、集有道名士、談茶經、論茶器、論茶香味、賞風味、於是學問之徒、珍器取捨、瓶花生、枯床、床上字畫、席中進止、欲究盡此道、雖矣哉、臻其至與。○中四方第店入第弟子、作主作賓、日間月學矣、大相國割州之得一言獲、則超越華裳恩榮、得一言賤、則爲之請益也、中路構草堂、而屢宴息者、釋迦老人權設化城比也、居學問所、新聞其道者、人世尊室所也、縱雖非學徒、於斯道其志親切、則招以欲爲賓客也、是以三界爲吾子也。

と書いてある。これに據ると茶器の品評、數寄の道をも承兌等は皆學問と解したものと思はれるのであつて、學問は非常に廣義に解せられたのである。太閤は茶亭即ち學問所にあつて有道の士と交はつ

たからその道の玄妙を極めんとすれば、如何なる人も入室の弟子となり得て主となり、賓となり、日に學び月に問ひ、太閤の批判を得るを恩榮とし、この道に志ある者をば、太閤は皆納れて賓客とし、恰も吾子の如く慈育したと云ふのである。これに最もとより修辭上の用語もあるから全くこれが事實とのみは考へられぬが、これで太閤は學問所に衆智を集め、天下の聲を聞かんとし、これを上下交友の場所とし、一大娛樂の道場となすの志のあつたことは知られるのである。

既に説く所に據て考ふるに太閤が茶の湯、茶會を喜び、これにより上下の意思を疏通し、内外の和融を圖り、交友の用に供し、娛樂の途に用ひたことを明にすることが出来るのである。

#### 四 學問修養

茶の湯、茶會、數寄の道は太閤により學問と廣

義に解せられたが、太閤は、これにより實際の學問を多く修得して修養に資する所が少くなかつたのである。それは茶會には多く宋元禪僧の書幅を床掛に用ひたのであつて、その名物ものも尠くないのである。太閤は茶道執心の爲めに、その書幅を多く藏して居られたが、これ等の鑑定は勿論、その説明も亦必要であつて、解説をも聞き、これにより修學修養をしたことが多くあつたらうと思はれる。今一例として日用集にある次の二條を掲げて見よう。乃ち天正十七年十二月八日の條に

大田又助被來、雲門破物籠一盞、早朝一山老禪墨蹟、自由已來、自擊下、倭點之儀可仕之由也、一山宗派墨蹟之點應高命、午刻遣之、及晚夢窓墨蹟來、蓋非眞筆乎、

とあり、又慶長二年十一月十七日の條に

若槻屋宗加所持虛堂墨蹟、豊後大友以金井枚實得、其後大和犬納言殿御所持、其後蒲生飛騨所持、飛騨死去已後太閤之進上之墨蹟、今夜恩賜予也、自少年志學、於茶湯無心之由、雖令固辭御意之間領之、稱辨今晚來臨、灯下令見墨蹟、

と書いてある。初の分は寧一山の墨跡を太閤の右筆大村由巳の所より持來り大閤の命を傳へ、承兌に倭點をなさしめ、尋で夢窓の墨跡をも鑑定せしめたので、後の分は虚堂の墨跡を太閤所持せられたが承兌に與へられたのである。かく一山の墨跡の倭點は太閤が茶會に用ふる必要から承兌に要請されたのであり、夢窓墨蹟の鑑定も同様の意味であらう。太閤は、かくして藏幅の中に説明を求め、和解を要求されたものが他にも多くあつて定めし修學修業に資せられたらうと思はれる。

承兌の作つた學問所の記は長文であるが、太閤は、その草案を見られたのである、それは日用集慶長二年十月二十六日の條に

早朝赴大崎少將殿、太閤今辰御成也、御茶過於廣間進物被御目也、○中其後於御書院雜話、學問所記於御前讀之、尤御感也、歸後稜障子一枚、三書記、掛樓門之上、備高寶則堅間半横一間二尺可然云々、即赴德養院渡之、

とあるが、承兌は學問所記の草案を讀んだのを太閤は聞かれて強く之を感ぜられ、その寸法をも指圖されたと云ふのである。元來この記は故事點綴され舞文が多く普通には容易に了解出来ぬであらうと思はれるが、太閤は之を解し得られたものか、能く感ぜられたと云ふのであるから世に傳ふる程無學でなかつたことは認めねばならぬ。

## 五 結 論

信長の先蹤に従うた太閤は茶會を催はし名物を興ふることを諸將に對する優遇とし、恩榮としたのであると共に之を報恩謝徳の資に利用し、又自己の娛樂ともし、交友の便宜ともしたのである。而してこの間に學問を修得し、精神の修養をもなし、禮節を會得し、座作進退の作法を習ひ得たのである。特に微賤より崛起した太閤の事であるから、他に多くの教育を受けなかつた爲めに、これに

より自然に智識及び學問を修得した機會が非常に多かつた事と思はれるのである。従て太閤は茶道を巧に利用し、これを以て顯貴に親み、長上と結び、諸將と交はり、上下の意思を疏通し、自己も不知不識の間に必要なる學問を修得する點が尠くなかつたであらう。

## 丙 能 樂

足利義滿の時代から能樂流行して武家の式樂となつて以來幕府は勿論武家の饗宴には必ず能樂を興行したのであるが、戰國時代、京都衰へ地方の豪族勢力を有するに及び、能樂は地方に多く行はれ京都に於ては稀に行はるゝこととなつた。然るに織田信長京都に勢力を有するに至り能樂又盛となり饗宴には必ず之を興行したが、太閤の時もこの風を受けて盛に興行したのである。即ち太閤が天正十三年に關白となるや、その御禮の爲めに七

月十三日に禁裡の南殿に於て五番の能樂を催ほし正親町天皇の勸慮を慰め、親王公卿門跡等をも請じたのであつて太閤一代の盛儀であつた。その後能樂は屢行はれたが、これに従ふ役者は觀世、寶生、金春、金剛、の所謂四座の人々であつて、武將にて能樂をするものは未だ多くなかつたが、この後太閤親ら能樂を習ふに至り非常に盛となつた。

### 一 習技を復興

文祿征韓の後に太閤は名護屋の行營にあつて軍務の暇に徒然であつたと見え、二年正月元旦の祝儀として山城八幡の暮松新九郎が出仕したので、太閤は能樂を親ら學習して自己も慰むると共に諸將の勞苦をも慰めんとするの志を告げた。暮松はその志を歎賞したが、諸臣の中には太閤既に老いられたのであるから、これを止めさせんと云ふもあり、又太閤何ぞ兒輩に倣うて、かゝる遊藝を嗜

むぞと笑ふ者も多かつた。されど太閤は暮松を師として伽衆と共に山里の御殿に於て能藝を習熟することとなり、初めは弓八幡を習つたが、五十日餘の中に十五六番を覚え、衆人環堵の席に出づるも耻しからぬ様になつたので舞殿に於て興行した。これを見る者驚て稱せざる者なかつたと云ふことである。これから諸將軍士と相共に遊戯するに至り、暮松は許されて歸り、新に金春八郎、觀世左近を召し寄せて歡待して舞踊を學び、軍中に興を遣り、命を傳へて今春家傳の小面般若、小尉三光と觀世家傳の深面、鉞尉、近江女、コヘシ等を献せしめ、山城醒朝の面工角坊をしてこれ等を模造せしめてこれを用ひ、又名物の面をも集めて連に能樂を興行することとなり、特に盛大となつた。かく太閤が能樂の趣味を親ら味ふに至り、能役者に世祿を與ふることとなり、金剛寶生に各千石、觀世に二百石、金春に四百石を與へて、その業に

勵まさしめた。加之大和興福寺には往昔から薪能と云ふものがあつて春日明神を慰め奉る神事行事であつたが、既に多年廢頓して僅にその面影のみを残すに過ぎなかつたのを急に復興することとなり、十一月二十八日には太閤の沙汰として舞臺、東西の棧敷を作らしめ四座打揃うて興行せしめた。それで多聞院日記などにも

四座撥樂一圓調了、金春、金剛中事、四十餘年先ノ事也其以來四座揃事無之、今度於名護屋太閤藝能不斷御慰ニテ御沙汰故四座ノ撥樂悉被召也、種々御扶持ニテ善政ノ式也、悉可勤神事由堅固被仰付、如此相揃ト云々

と書いてある程に盛となつた。従來諸大名の間に行はれ居た能樂も特に盛となり、關白秀次などは毎に親ら興行し頗る技術も巧妙であつた様である。それで大名の宴席では必ず能を興行することゝなり、太閤御成の場合などには必ず興行され太閤親らも起て舞ふことが多かつたことは秀次の左右に侍して居つた駒井重格の日記、山科言經卿の日記

及び本願寺の下間少進の能之留帳等に記載してある記事で能く知れる。特に能之留帳に據れば文祿四年五月二十一日伏見城に於て太閤は金札、唐船、井筒、皇帝を舞ひ、秀次は黒塚、前田利家は半菰、夕顔を舞ふたが、太閤は下間少進を召して正面棧敷にあつて見物せしめ、缺點を指摘せしめたのである。尙ほ二十四日にも太閤は高砂、頼政、源氏供養、邯鄲、大會を舞ひ、秀次は江口、當麻を、利家は杜若を、少進は山姥を舞うたが、少進は常の如く正面で見物して居つて、太閤の邯鄲が能く出來たと評したので太閤は着て居た唐織を卽座に少進に與へたと云ふことである、又慶長元年六月に伏見で太閤能を興行して一般に見せしめ、八日に七番九日にも七番、十日に九番を演じたことが言經卿記に載せてある。この種のことには尙ほ他にも多いであらうと思ふが、これ等は太閤の能に對する執心の狀を能く徴するに足るべきものであらう。

## 二 新作十番

文祿の初めに太閤が能に志してより、その執心の度は日に加はり、上下風をなし禁中は勿論諸大名の間に於ても非常に盛となり、孰れの燕席にも必ず之を興行することゝなつたのである。それで太閤は執心の餘、従來の謡曲にては満足せず、新時代を現はす謡曲を要求することゝなり、自己の

ち今日秀吉事記として傳ふるものであらうと思ふかく由已は既に太閤の事蹟を軍記にも作つて居つた程であるから太閤に召し出され祐筆となるに及び、その命を受け先の軍記等を基として新に謡曲十番を作つたのである。その十番の名及び謡曲は皆今日傳はらぬが、このことは前田侯爵家所藏の高野參詣謡の奥書で能く知れるのである。その奥書に

經歷及び感興せる事實を謡曲に作らしめ十番を得た。之を新作十番と世に傳へるのである。初め播磨の人太村由已なる者詞藻の才があつたが攝津中嶋天満宮會所に居て太閤の頃の事實を軍記に作り軍記讀として讀み出したのである。それで天正十三年七月十日本願寺教如に召され中嶋の坊にて一番別所小三郎兄弟切腹、諸卒を助る事、二番惟任日向守謀反、信長父子最後、三番柴田修理亮と太閤江北合戦の軍記の三番を讀んだ。この軍記は即

高野參詣之能者、新作十番之内其一也、太閤大相國治世之間、忠孝武勇幽芝奇瑞等、以其傑出之事、爲十番、故人所作之能巧詐多之、今也大相國改之、使由已法印除假僞、記實事、金春大夫付、簡寔踏躡之樂、何以加焉、民人謠于衢、後代不忘相國之恩、惠者殊可統之、仍值寂覽、留諸禁中、爲季世能之規模、若乎、此一番金剛峯寺與山上人、遺詣與山寺、萬世可寶秘云々、依懇求押金印、賜之者也。

文祿三年三月五日

(金印)

とあつて、その奥に又

此外題被染宸翰者也、於有本者任鈞命、不顧其禱、道澄令

書寫之而已。

と書いてある。これで見ると、この高野參詣の謠は太閤が高野山に登山し三月六日に能を興行せる時に謠はしめしものであつて、これを高野の木食興山上人應其に與へ、金剛峯寺の寶物たらしめたのであつて、外題「高野參詣謠」の五字は後陽成天皇の宸翰で、全文は聖護院門主道澄の筆に成つたものである。その後これは高野山御影堂の所藏となつて居たが、加賀松雲公前田綱紀が懇望してその所有となり、現に侯爵家に傳はつて居るのである。

これで見ると太閤は治世中の忠孝武勇幽玄奇端等で傳ふるに足るべきものを由己に命じて十番の謠に作らしめたので、實事を基礎としたものである。その節は金春大夫の手に成つたもので、これ等の謠は一部を朝廷に獻じて觀覽に供して居る。然るに世間では太閤新作は五番であると傳へるの

であるが實際は十番であつたことはこれで疑ふべき餘地がないのである。抑も新作を五番と傳ふるに至つたのは太閤記が初めであろう。林羅山の秀吉譜、本朝通鑑等これを傳承して五番としたのであるが、それは芳野花見、高野參詣、明智打、柴田退治、北條征伐の五であつて、その謠も現存して居るのである。その中高野參詣は既に前田侯爵家に傳はり、柴田退治は金剛家にあつたが、明治三十一年の京都豐國神社三百年祭に復刻され、追遠の爲めに興行された。かく十番の中五番丈は謠も現存して居るが、他の五番は傳へられぬのは頗る遺憾である。これが傳はつて居たらば太閤の志の存せし點も能く知れるであらうと思ふ。

太閤記によれば太閤は新作の謠をば執心の餘親ら舞臺で舞ふこととなり、文祿三年三月十五日大阪城中で興行して、北政所を始め二丸遊殿三丸等遊殿の妻妾侍女及び城中の諸士をして見物せしめたの

である。その後太閤は上洛して禁裡に於ても、この新作の中を試演せんとした様である。そのことは駒井重格の日記によく見えて居る。即ち三月十三日の條に

一、太閤様、來十五日大阪ニ而被成御熊、十七日宇治通伏見御成由、從木下大膳中來、  
一、木下大膳より大阪御前之様子中來、

一、慈言上候、今度太閤様被成御上洛可宥御參内候、左候て其後御能可被成由候、御人數之普立寫進上申候、未無披露儀候間、拙身より進上候、御洩聞候得は如何御座候間、太閤様は吉野詣源氏供養など可被成由、從禁中於御所望者、關寺させらるへきに而御座候、十七日時分伏見に可有御登之由候、初日今春は高野參詣仕候、暮松者明智討に而候、隨而十五日於御本丸御能御座候、女房衆迄見物と聞申候、此由可預御地露候、恐々謹言

三月十三日

(吉隆)  
木下大膳

駒井中務少輔殿

その次に

初日 關白様二番 常眞一番 岐阜中納言様一番 備前宰相殿一

番 羽柴與市郎一番 羽飛驒一番 今春太夫一番 以上八番  
二日 太閤様三番 家康一番 大和中納言殿一番 丹波中納言殿一番 眞前一番 暮松ありちう二番 以上八番  
三日 今春太夫一番 親世太夫一番 寶生太夫一番 少進一番  
わうは一番 しゆんにち太夫二番 以上七番

と書いてある。これは上洛して太閤が禁中で興行すべき能の人数書立てを太閤の左右に侍して居た木下吉隆から駒井重格に豫じめ報じたものであることは十三日の書状でも明である。それで太閤は十七日に伏見に上られたのであるが、禁中で能を興行した様でもないから、これは計畫のみで實行されなかつたものと思はれる。併しこの新作は太閤得意のものであつたから、既に之を高野山及び大阪城に於て興行し、北政所を始め一門家族に觀せしめたのである。

さて太閤が三月に禁中で能を興行したことは記録がないから知ることは出来ぬが、その後太閤が京都で能興行に耽つて居つたことは次の伊達文書

で知られるのである。

かへすく一たんとの不なし申候へは、一たんとくたひれ  
様で、めいわく申候、十四五日ごろにわひまあき、ふしみ  
まで参ふしんないそかわし可申候、五三日もとうりう候で、  
やかてく参、御物かたり可申候、そなたにても、の不をい  
たし候て、又みせ可申候、御まら候へく候、いそき候まゝ  
不申候。

さいく文給候へとも、のふにひまなく候まゝ、返事も不  
申、けふはいろくひちうふくろめつらしきを可給候、一  
たんきにあい申、一たんとの不も、いよくあかり候て、  
いろくのしまいしん候てみせ候へば、みなく一たん  
とほめ申、ばやく二日いたし、ちとやすみ候て、九日のひ  
いたし候て、きやう中のにうほうともみせ可申候、かしこ、  
太こう

お 福 参る

これは太閤が大阪にある夫人北政所へ京都から出  
した消息であるが文中に伏見普請中のことが書い  
てあるから、多分文祿三年のことであろうと思は  
れる。太閤は能に耽り寸暇なく北政所へ返事をも

出すことが出来なかつた。それで自分の能が一段  
と上達し種々の仕舞をもしたので皆の者が一段と  
褒め、早や二日の間續けたから少し休息し、又九日  
に舞ひ京中の女中衆に見せんと思ふと云ふ太閤得  
意の状を寫出し、返し書に能に精を出し疲勞した  
れば休息し、十四五日頃に伏見城の普請を見廻り、  
五三日逗留してやがて大阪に歸り、北政所等にも  
能を見する考であるから待ち居る様にと述べたの  
であつて、太閤の能に對する趣味と北政所に對す  
る眞情とが好く知られるのである。但し太閤の京  
都に於けるこの時の能の題目は知ることが出来ぬ  
が、新作の出来た年即ち三年のことなれば多分そ  
の中を演じたものではあるまいかと思はれるので  
ある。

### 三 結 論

太閤が一度能に志すや疾風迅雷耳を覆ふに暇な

い程急速にこれを試み、技藝の達成に腐心し、加之執心の餘、自分一代の經歷の上から傳ふべき武勇、忠孝奇瑞幽玄の事績を基として謠を新作せしめ、能として親ら舞うたのである。抑も謠の文句、意義の會得には又多少の學識を要するのであるから太閤は少くとも幾分か謠を解し得る程の學問があつたことは認めねばならぬと思ふのである。勿論その學問も決して多くを必要とするのではないのであるが、世間に傳ふる様に太閤が全く無學であつては決して謠に趣味を持ち能興行に耽る様のこととは出來得ぬであらうと思ふ。

### 丁 結 論

既に數項に互つて説明した通に太閤は相當に學問智識を有して居られたと認むべき事實が多いのであるから、從來世に傳へられた程の無學であるべき筈はないのである。さればとて幼時より微賤

に生長し兵馬慳惚の間に人となつたのであるから師に就き深く學を修め道を問ふたと云ふ様な事はないが、その天縱の才、精悍なる氣宇は不知不識の間に修學の機會を得、洗鍊の妙諦を觀じ、自ら學問を有するに至つたのである。特にその左右には菊亭晴季、細川幽齋、松永貞徳、大村由己、僧承兌、哲三等の有識の士が多かつたから、その輔導を受け差支へなき丈けの學問は十分になし得られた。それで太閤の學問文藝に關し有して居られた志と、その程度を綜合して次に概略説明して見たいと思ふのである。

一、文藝の趣味 太閤は文藝に關して趣味を有して居られたことは十分であつたと思ふのである。歌の如きも初めは狂歌のみを詠じたのであるが、京縉と交はり、禁裡に出入するに及んで正風牀の歌を詠することとなり、後には一段の進境を示すに至り、即興をも詠せるものゝ内に傳ふべきもの

もある程となつた。又茶の湯の如きも傳習して、その趣味を解し、有識の士を會して廣く智識を天下に求るの機會を作り、その要諦を會得して自ら誠むる所もあつた様である。尋で能樂の如きも新作十番を作り、これによりて武士をして忠孝を勵み、武功を擡んでしむるの資となし、舞踊の間世道人心に感化を及ぼす所あらんとした。これ等は親ら文藝の趣味を眞に理解し得たるものでなければ決してなし得べきことではない。従て太閤が十分に文藝の趣味を解して居られたと云ふことは考へ得らるゝのである。

二、娛樂を基礎とせる文藝 文藝自體の上から考へても一面に娛樂の意味を有するものであるが、太閤は最初は全く自己の娛樂の爲めに之を始めたと云ふことを忘れてはならぬ。太閤が狂歌に腐心せるも徒然の興を遣り、陣中の慰の爲めであつたのであるが、後に至り正風調となつても、この考

を離脱せる場合は比較的少ない様である。茶の湯も太閤が秀次に興へた教訓の中にも慰のものであると説いた通に全く娛樂の性質を帯びて居る。又能樂にても名護屋陣中に新年を迎へ徒然の餘、親ら舞踊せんと企てゝこれを習熟するに至つたのである。併し、時を経るに従つては常に同律に行はるべきものでないから、種々に變化をも試み趣向をも凝すに至り、和歌會連歌會の催にも奇抜な計畫が出来、茶の湯にも道具の新奇、席亭の數奇を凝らすことゝなり大茶湯など催ほされ、名物を漁ることゝなつたのである、又能樂でも従來のものは眼に耳に慣れて居た爲めに新作を必要とし、變化ある所作を加ふることに苦心したのであらうと思ふ。併しこれ等も全く娛樂の基礎の上にあつたことは述ぶる迄もない。

三、文藝の利用 太閤はもと文藝を娛樂として始めたのであるが、それに興を有するに及び、更に

自己目的の達成に利用したのである。歌によりて

京籍に親しみ、正親町天皇、後陽成天皇に應酬し奉り、誠仁親王に近づき、機會ある毎に歌會連歌會を催うして識者と交はつたのである。又茶の湯をば先例を破つて禁中に行ひ、優遇恩榮、報恩謝徳、交友將た學問修養の資としたのであつて、こ

れにより敵意を介む戰士を和解せしめ、且つ威服せしめたこともあつて能く上下の意思を疏通した而して數奇の道を喜べる者は身分の如何を問はず伏見學問所に迎へて入室せしめ、賓客としてその所説をも聞いたのである。又能樂に於ても親ら禁中に舞ひ、京中の女房共に觀覽せしめ、大阪城中にても内閣は勿論表方の人々にも見物せしめ、上下和融なさしめ、内外を通じて舞踊を樂しましめ以て太平の民とならしめ、これにより諸氏をも饗應し隔意なき交誼を結んだ。かくて太閤は巧にこれ等の文藝を利用して自己目的の達成に十分の便

宜を得たのである。

四、講學の志 太閤の講學については既に説いた通であつて、治國平天下に必要な丈けの學問は十分とは行かずとも一通りは修められたことは明である。特に承兌の日用集の中慶長二年十月四日の條に

白福原右馬介殿有使者、自朝鮮之一札誘來、於朝鮮唐島所被取之番船并船中之諸道具被贈進也、夜來自慶中有待招即赴之、則福原進上之舟中書物可讀之由御意也、於御前講說之とあり、又同十一月十二日の條に

判江戶内府、太平御覽二十五冊國所書目賜之、總九十冊、太閤去年恩賜今年家康補其二十五冊雖漏者此本名譽也、

とある。乃ち前者は朝鮮役の奉行である福原直陳が朝鮮唐島に獲た船中の道具及び書籍があつたので之を承兌が太閤の前で講讀したと云ふのであり後者は太閤が太平御覽の缺本を承兌に與へたのであるが、その殘缺二十五冊を徳川家康が與へ九十冊完備したと云ふのであるから太閤に講學の志が

あつたと云ふことは確に否むことは出来得ぬであらうと思はれる。

これ等に據つて考ふれば太閤は文藝に對して自分の趣味を有して居られたのである。趣味なき生活は凡て單調で變化に乏しいものであるが、太閤はその生活を飾るに足るべき講學の志、文藝の趣味があつて、之を善用して自己目的の達成に努め

## 算賦に就いての小研究

加 藤 繁

られたので、決して無學なる一の武弁ではなかつたのである。かく太閤にはその内容を飾るに足るべき十分なるものがあつたから、之をその偉大なる事業、豪放なる計畫と對照して考ふれば、太閤の人物が倍々雄大であつた所以も感得され、當時上下を擧つて威服したりし理由も自ら明発となると思はれるのである。

源、以上三つの問題を考究するのが本論文の目的である。

一  
兩漢時代に算賦といふ名に依つて人頭税が行はれたことは隠れもない事實である。其の算賦の制度特に錢百二十を一算とする筈は何時定められたかといふこと、算賦といふ名稱の意義、算賦の起

算賦の制度は漢書<sup>卷二</sup>惠帝紀六年の顔師古の註に引かれた漢律の文、并に同書<sup>卷一</sup>高帝紀四年の註及後漢書<sup>卷下</sup>一光武帝紀建武二十二年の章懷太子の註に引かれた漢儀注の文に據つて窺ひ知ることが